日の出町の教育 2022

人が輝く教育・文化のまちづくり

日の出町教育委員会



目次

はじめに・・・・・・・・・・1
日の出町教育大綱・・・・・・・・・・・・・3
第五次日の出町長期総合計画 (基本構想・前期基本計画)・・・4
令和4年度日の出町教育委員会の教育目標・・・・・・・5
令和4年度 日の町教育委員会組織図・・・・・・・・・11



はじめに

日の出町は、昭和30年に大久野村と平井村が合併、日の出村が誕生し昭和49年に町制施行以後、着実な町づくりを進めてまいりました。教育行政につきましても昭和22年に学校教育法が制定されて以来、社会環境の変化とともに変革を遂げて現在に至っております。

特に、近年は、高度化した先端技術が取り入れられた Society5.0 時代の到来による社会の在り方の劇的な変化、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による加速度的な社会の変化、複雑で予測困難な情勢等により、学校教育も大きな揺らぎが生じ、大きな転換期を迎えています。

このような中、令和4年2月7日に文部科学大臣が、中央教育審議会に次期教育振興基本計画の策定について諮問をしました。中央教育審議会では、次期教育振興基本計画の在り方について、2040年以降の社会を見据えた教育政策に関し、以下の事項を中心に審議が進んでいます。

- ○改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、急速な技術革新、人口減少高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化や SDGs 達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について特に、超スマート社会(Society 5.0)を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ○上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階(幼児教育から高等教育、そして社会教育)における、今後5年間の教育政策の目指すべき 方向性と主な施策について
- ○学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する 中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて

このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代にあっては、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにする必要性があります。

次代を切り拓く子供たちには、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイディアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などの資質・能力を確実に身に付けさせる必要があります。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、 他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、 困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに 子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、ど のような時代であっても変わらず重要であると考えます。

日の出町教育委員会としましては、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として次代を担う日の出町の子供たちが、急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。その際、第五次日の出町長期総合計画に示されている「みんなでつくろう 日の出町!」の理念を受け、「まちの魅力が学校を育てる 学校づくりはまちづくり」「日の出町の子供たちによりよい人生を拓く基盤を築く質の高い学校づくり」を目指し、教育委員会一丸となって学校経営・学校運営を支援してまいります。

結びに、「日の出町の教育2022」を発行しましたが、ぜひご一読いただき、学校、保護者、地域、教育委員会、その他関係機関等、日の出町の教育にかかわるすべての大人が、日の出町の子供たちの学びや成長について目標を共有し、その役割に応じた教育責任を負い、それぞれが教育の重要な担い手・当事者として、共に学び、共に支え、共に日の出町の教育を創造していけるよう、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日の出町教育委員会 教育長 小林道弘

日の出町教育大綱

大綱の策定の基本的な考え方

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律162号)に基づき、日の出町の教育に関する大綱を次の通り策定するものです。

本町においては、「第五次日の出町長期総合計画 前期基本計画」(令和2年3月策定)(令和2年~令和6年)を確実に実行することを基本に、教育に関する大綱を定めます。

2 長期総合計画 後期基本計画の位置づけ

第五次日の出町長期総合計画 前期基本計画は、「みんなでつくろう 日の出町! 一安心・躍進・自立のまち」を町の将来像に掲げ、その実現を目指して「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちひので」「交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので」、「人と文化が輝くわたしのふるさとひので」という3つの基本目標を設定し、これまで住民と一体となってまちづくりに取り組んでまいりました。教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。





第五次日の出町長期総合計画 (基本構想・前期基本計画) ~ みんなでつくろう 日の出町!

豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成するための 教育の充実による人づくり

施策 17 学校教育の充実

目標とする姿 子どもたち一人ひとりが自分の良さを発揮し、 いきいきと学習に取り組んでいます

施策 18 生涯学習社会の形成

目標とする姿 誰もが、いつでも、どこでも学びたいときに 学べる環境になっています

施策 19 スポーツの振興

^{目標とする姿} スポーツを楽しむ人が増えています

施策 20 地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用

目標とする姿 多様な歴史・文化を大切にする機運が高まって います

施策 21 青少年の健全育成

目標とする姿 青少年の誰もが、心身ともに健やかに成長する 町になっています

施策 22 地域間交流の推進

目標とする姿 様々な人々や地域との交流が図られ、多様な価 値観に触れられます

3 日の出町の教育に関する大綱

~ 人が輝く教育・文化のまちづくり ~

学校教育の充実

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスの取れた児童・生徒の育成をめざして、特色ある教育活動を推進するとともに、学校施設の・給食施設の整備等を進めます。

生涯学習社会の形成

町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送るとともに、地域社会への誇りを持ちながら、積極的にまちづくりに参画することができる生涯学習のまちづくりを 進めます。

スポーツの振興

町民がスポーツに参加しやすい環境を整備することにより、成人の週1回以上のスポーツ 実施率の向上を図り、住民相互がふれあい、連帯意識を高めるとともに、心豊かな人間性を 培う、健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動の充実に努めます。

地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用

町に所在する多様な文化財を保護し、その保存と活用を図り、歴史文化に親しむことによって郷土に対する愛着や、誇りを感じることができる環境を形成します。

青少年の健全育成

家庭・学校・関係団体・地域が一体となり、地域教育力の向上を図り、青少年の健全育成 事業の推進を図ります。

地域間交流の推進

本町の枠を超えた地域間交流活動を通して本町の魅力を再発見する機会の拡充を図ります。

令和4年度

日の出町教育委員会の教育目標

日の出町教育委員会は、町の基本構想理念に基づき、人権尊重の精神を養い、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和がとれた心豊かで、郷土を愛する日の出町民の育成をめざす。

そのために、家庭教育・学校教育・社会教育の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習社会の実現を図りながら、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会を構築する教育を推進する。

日の出町教育委員会の基本方針及び主要施策

町の長期総合計画の基本目標を実現するための目指すべき教育の姿として位置付けられる「日の出町教育大綱」を策定し、町教育委員会は「教育目標」を達成するため、以下の「基本方針」及び施策の方向に基づき、日の出町の特性を生かして、総合的に教育施策を推進する。





る 基本方針 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心 や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求めら れている。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

- (1) すべての町民が人権尊重の精神を培い、同和問題をはじめ人権問題への正しい理解と認識を深めることができるよう、人権教育を推進する。
- (2) 子供たちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神を育むため、学校・家庭・地域と連携して体験活動を中心とした事業を推進する。
 - ① 町民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「東京都教育の日」を中心にして学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
 - ② 「道徳授業地区公開講座」など道徳教育の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。
 - ③ 自然体験、文化活動などにより、親子がふれあい、子供たちが豊かな人間性を身に付けるような事業を推進する。
- (3) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かで健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- (4) いじめ、不登校など子供たちの多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域の連携のもとに、子供たちの健全育成を図る学校づくりを進めるとともに、学校における生活指導・教育相談機能の充実を図る。
 - 「日の出町いじめ防止基本方針」に則り「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識を徹底し、学校・家庭・地域と教育委員会が一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、明るく心豊かな学校生活の実現活の実現を目指す。また、教育相談室においても関係機関と連携を強化して相談機能の充実を図る。
- (5)教育の場で体罰を起こさせないための、教員研修を推進し、子供たちが豊かな人間関係 の中で学校生活が送れるようにする。
- (6) 非行防止のための生活指導の充実や犯罪から身を守る教育(「セーフティ教室」)の実施等を通して、子供たちの規範意識や危機対応能力を育成する。
- (7)体験的な子育てや、問題解決的な子育ての充実、課題選択や自己の生き方を考える概念の充実を図ることで、子供たちの自主性、社会性を育む。



基本方針 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際社会に生き社会の変化に主体的に対応して成長できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められていている。そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

- (1) 一人一人の子供たちの「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それぞれの教科等で身に付けた知識や技能を活用する学習活動を重視し、子供たちの「確かな学力」の育成を目指した教育を推進する。
- (2) 個に応じた多様な指導を行うために、習熟の程度に応じた少人数指導や研究授業及びその後の協議会を通して、授業改善を推進する。また、家庭と連携し学習習慣や 生活習慣の確立を図る。
- (3)授業時数の確保を図り、各教科等の指導計画に基づく着実な指導の推進を図る。
- (4) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」・「全国学力・学習状況調査」等の結果 に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・検証・改善していくという授業改善の PDCA サイクルを定着させることにより、子供たちの学力の定着と伸長を図る。
- (5)特別な支援を必要としている子供たちが、個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう支援教育の充実を図る。
- (6) GIGA スクール構想に基づき、ICT(情報通信技術)の効果的な活用を通して、子供たちの情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深める教育活動を推進する。また、教師のICT活用指導力及び授業力の向上に努める。
- (7) 自分たちの町や伝統・文化について学ぶ機会の充実を図り、郷土や国に対する愛着や 誇りをもち、多様な文化に対する理解を深め、国際社会で信頼される日本人を育てる 教育を推進する。
- (8) 教科横断的な視点に立った資質・能力の中の言語能力の育成を図るため、より良い読書環境の整備と子供たちが進んで読書する態度を育成する。
- (9)子供に対する一貫性のある指導を行うため、小学校と中学校の学校間の連携を重視した教育を推進する。また、小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園や保育園などと連携を深め、就学前体験事業等を支援する。
- (10) 生徒の勤労感・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、「中学生の職場体験」を推進し、キャリア教育の充実を図る。
- (11)「食」に関する指導を推進し、正しい知識と望ましい食習慣の形成に努める。



基本方針 3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

生きがいや健康づくりのため、地域において誰もが学習、スポーツ活動及び文化に親しむ 活動など、楽しみながら学ぶことができる機会を求められている。

そのためには、町民が生涯を通じ、自由に学習機会を選択し、学ぶことができるとともに、 文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、文化施設や体育施設を整備し、町 民の活動機会を充実する。

- (1) 体系的な事業展開と推進体制の整備に努め、「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことのできる生涯学習の充実を図る。
- (2)町民の学習ニーズに対応して学習活動・交流の機会や情報提供の充実を図り、学校・ 家庭・地域の教育力を高め、町民が学習の成果を地域活動に生かすことができる幅 広い生涯学習の仕組みづくりを推進する。
- (3)日の出町の自然と歴史によって培われてきた、有形・無形の貴重な文化遺産の保護に努め、文化財の公開と活用を推進して学習機会の促進を図る。
- (4) 伝統文化などに親しむ機会を提供するとともに、町民の文化の創造、交流の場の充実、 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進を図る。
- (5) 町民の健康づくり・生きがいづくりを推進するため、文化・体育施設の整備・学校施設の活用を図り、指導者の育成及び地域スポーツ体制の確立に努める。





基本方針 4 「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

家庭・学校・地域の協働と広く町民の教育参加を進め、教育行政を展開することが求められている。

そのためには、東京都教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた 広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、町民に信頼される魅力ある学校づくりを目 指した自律的な学校経営への改革を支援する。

- (1)学校評議員をはじめ家庭・地域など学校関係者の評価結果を学校評価へ積極的に反映させ、学校運営の改善を助長し、開かれた学校づくりを推進する。
- (2) 学校、家庭、地域及び関係機関の連携のもとに次代を担う子供たちの健全育成に努める。
- (3)組織的で、自律的な特色のある教育活動を推進する学校に対しては重点的な支援を行い、学校教育目標の具現化に向けた取組を支援する。
- (4) 学校外の人材を積極的に活用して、学校の運営方法の改善を支援する。
- (5) 学校をはじめとする教育施設は町民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や一層の効果的な運営を推進するとともに施設の維持管理を行う。
- (6) OJT (校内で行う職務を通した育成) を活用した人材育成を推進するとともに、ライフステージに応じた教師力の向上を図り、組織的・機能的な学校経営をより一層推進し、教育体制の充実を図る。
- (7) 学校教育の改善に対する各校の自律的取組を進めるため、校長のリーダーシップの 確立を図るとともに、主幹教諭及び主任教諭の配置による学校の組織的な課題対応力 の向上を目指す。
- (8) 危機管理マニュアルの周知等の徹底と見直しを図り、様々な災害等に適切に対処できる態勢の維持に努めるとともに保護者や地域と連携を図り、安全・安心対策に万全を期し、子供たちの安全確保に努める。
- (9)教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画及び週ごとの指導計画の作成と点検、充実に努めるとともに、子供たちによる授業評価の実施や校内研修の充実等を推進する。
- (10) 学習指導要領の趣旨に基づいた指導の充実を図るため、校長・副校長が一層のリーダーシップを発揮し、教員の専門性を生かしながら学校として万全な体勢が整うよう支援する.
- (11) 安全・安心な学校給食の提供を目的として、あきる野市と「あきる野市・日の出町 新学校給食センター共同整備に関する基本協定書」を締結し、新学校給食センター の共同整備に向け、安全衛生管理の強化、地産地消の推進と促進、食育の充実及び 推進、農福連携事業の促進、地域資源の活用推進、整備手法、運営形態等について 協議、調整を推進する。





日の出町教育委員会

